

男鹿市再生可能エネルギー事業の導入に関するガイドライン

令和4年3月25日作成

1 目的

このガイドラインは、再生可能エネルギー事業（以下「事業」という。）の導入に関し、再生可能エネルギー事業者（以下「事業者」という。）の計画段階において検討すべき事項や配慮すべき事項を定めることで、地域住民や利害関係者等（以下「地域住民等」という。）との良好な関係を構築し、地域と共生する事業が行われることをもって、地域住民の生活環境等の維持と市の活性化を図ることを目的とする。

2 対象施設

次に掲げる発電事業を目的とした施設の新設、増設または住民生活に影響が及ぶ可能性のある改修等を対象とする。ただし、一般住宅等で自家消費を主な目的とした発電施設については対象外とする。

- ア 風力発電施設（250kW以上）
- イ 太陽光発電施設（250kW以上）
- ウ その他の再生可能エネルギーを利用した発電施設

3 対象地域

このガイドラインの対象となる地域は、本市全域とする。ただし、本市域に属さない場合であっても、本市に影響を及ぼす恐れがある場合は、本ガイドラインを適用する。

4 本市との情報共有

構想、設計、計画、事業化に向けた準備、建設、事業開始後において、本市との協議の場を設定する等情報共有に努めること。

5 検討すべき事項

事業者は、事業を通じた地域貢献について積極的に検討すること。少なくとも次の事項について考え方を示すこととする。

- (1) 地元企業等の資本参加機会の確保に関する事項
- (2) 建設、運営保守における人員・部材の地元調達・請負参加機会の確保に

関する事項

- (3) 市内における事業所等の開設に関する事項
- (4) 事業を通じた人材育成に関する事項
- (5) 地域の防災に関する事項
- (6) イベントやふるさと納税等、市の事業への協力に関する事項
- (7) その他地域課題の解決を図る施策への協力に関する事項

6 配慮すべき事項

- (1) 環境影響評価法をはじめとする関係法令及び条例、国で定めるガイドライン等を遵守、準拠すること。
- (2) 住宅、学校、病院、福祉施設等への影響に配慮した場所の選定、動植物に与える影響を可能な限り回避すること、周囲の景観との調和を損なわないこと等、必要があれば適切な措置を講じ生活環境や自然環境に最大限配慮すること。
- (3) 事業の計画段階から地域住民等とのコミュニケーションの場を設定する等、良好な関係の構築を図り、事業への理解を得られるよう努めること。また、生活環境や自然環境等への影響を懸念する申し出等があったときは、真摯に対応するとともに文書による合意形成に努めること。
- (4) 事業開始後において、市及び地域住民から生活環境や自然環境等への影響が提起されたときは、速やか、かつ、適切に対応すること。
- (5) 事業関連の施設に事故等が発生した場合は、国への報告に準じ、市に対しても速やかに報告すること。
- (6) 事業を廃止したときは、関係法令に基づき、責任をもって当該事業に係る施設を撤去すること。また、撤去後は整地、緑化、災害の防止等、必要措置を講ずるよう努めること。

7 市の協力

市は、事業がこのガイドラインに沿ったものであり、公共・公益性が十分に考慮され地域の活性化に資すると認められる場合は、積極的に協力するものとする。

8 ガイドラインの見直し

このガイドラインは、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて改定する。

9 その他

市は、このガイドラインの目的を達成するために必要があると認めるときは、事業者に対して必要な助言、指導、勧告を行うことができるものとする。

附 則

このガイドラインは、令和4年3月25日から適用する。